

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、令和四年七月一日から九月三十日までとする。

令和四年十一月十八日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
該当なし
- 2 買取申込み等期間の延長の決定を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
該当なし
- 5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし
- 6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
債務の免除 該当なし、その他 六件
株式の譲渡 一件
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）
二億八千七百二十八万八千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし

7

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

- 一 岩手県内陸部の製造業者（震災による一時営業停止のほか、取引先も被災したことにより売上が減少）
- 二 福島県浜通りの建設業者（震災により設備が破損、震災後一ヶ月の工場停止により売上が減少）
- 三 宮城県沿岸部の宿泊業者（震災により施設が半壊）
- 四 宮城県仙台市の医療福祉事業者（津波により施設が全壊並びに一部損壊）
- 五 青森県沿岸部の水産加工業者（津波により設備及び在庫が流出）
- 六 茨城県沿岸部の金属加工業者（震災により工場設備が損壊）
- 七 岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が浸水）

対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

一億六千六百六十七万円